

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三五号)

(衆議院提出) 要旨

本法律案は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不当廉売の撲滅等

1 財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者(以下「酒類製造業者等」という。)の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しつつ、酒類製造業者等が遵守すべき「公正な取引の基準」を定めるとともに、基準を遵守しない酒類製造業者等に対して指示、公表、命令をすることができ、命令違反に対しては免許の取消しができ

2 「公正な取引の基準」の実効性を確保するため、財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者を追加する。

3 酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣の連携強化を図るため、両者の間において双方向の報告制度を設ける。

二、未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

1 酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任し、当該酒類販売管理者に対して、財務省令で定める期間ごとに研修を受けさせなければならない。

2 酒類小売業者が研修を受けさせなかった場合、財務大臣は、勧告、命令をすることができるとし、命令違反に対しては罰則を科すこととする。

3 酒類小売業者は、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に研修を受けた日等の事項を記載した標識を販売場ごとに掲げなければならない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。